

函 企 管 料

令和5年(2023年)1月11日

経済建設常任委員会委員 各位

函館市公営企業管理者

企業局長 田 畑 浩 文

参考資料の配付について

このことについて、「水道・下水道使用量等のお知らせ(検針票)」
にかかる算定期間の誤入力による口座振替予定日の誤表記等について、
別紙のとおり資料を配付いたします。

(企業局管理部料金課 27-8730)

「水道・下水道使用量等のお知らせ（検針票）」にかかる算定期間の誤入力による口座振替予定日の誤表記等について

1 発生日 令和5年1月8日（日）から1月10日（火）まで

2 配付件数 8,692件（下記25町の一部,50音順）

追分町,大縄町,海岸町,神山町,神山1丁目,神山2丁目,
亀田町,北浜町,白鳥町,新川町,千歳町,中道1丁目,万代町,
東山町,本通1丁目,本通2丁目,本通3丁目,松川町,
港町1丁目,港町2丁目,港町3丁目,美原1丁目,美原2丁目,
宮前町,吉川町

3 誤表記等の内容

- (1) 対象の年月分 正 令和4年12・1月分
誤 令和4年11・12月分
- (2) 口座振替予定日（口座振替利用者）
正 令和5年3月27日
誤 令和5年2月27日
- (3) 使用量,請求予定金額等 対象件数3件

4 原因

検針用スマートフォンのデータ作成にあたり,企業局が指示した対象年月分の内容について,電算処理業務の受託事業者が誤った算定期間の情報を入力したため,検針票に対象の年月分および口座振替予定日が誤表記されたものである。

また,配付した8,692件のうち3件については使用量,請求予定金額等においても誤謬があったものである。

なお,検針票では,料金の納入はできないものであり,また,納入通知書はまだ発送されていないことから,誤った金額での徴収は生じていない。

5 今後の対応

(1) 訂正文書の発送について

対象の利用者には,お詫びと正しい内容を記載した通知を準備が整い次第,速やかに発送する。

(2) 再発防止について

電算処理業務の受託事業者に対し,データ入力時におけるチェック体制の強化および入力ミス未然に防ぐための仕組みづくり(システム改修)を指示するとともに,検針業務の受託事業者に対し,検針票出力時のチェックを徹底させることとする。

また,企業局としては,各受託事業者に対する管理および監督の強化を図り,再発の防止に努める。